

「福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例」の改正（案）について

【目的】

複雑かつ巧妙化するピンクちらし等の掲示等に適切に対処するため、新たに禁止される行為を定める等の必要により条例を改正するもの

【概要】

(1) 「ピンクちらし等」の範囲の拡大（第2条関連）

現行	派遣型ファンタジーヘルス営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第7項第1号に掲げる営業をいう。)の広告又は宣伝の用に供されるものであって、次に掲げるものをいう。 (1) はり紙 (2) はり札 (3) 立看板 (4) ビラ、パンフレットその他これらに類する文書図画
改正（案）	次の各号のいずれかに該当する内容及び電話番号等の連絡先を記載したはり紙、はり札、立看板、ビラ、パンフレットその他これに類する文書図画であって、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表し、又は推測させるものをいう。 (1) 性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿、水着姿、制服姿等の写真又は絵 (2) 性的好奇心をそそる文言

(2) 禁止行為に「掲示、頒布及び差入れ目的の所持・携帯」を追加

（第7・8・9条関連）

(3) 特に、「掲示目的の所持・携帯」に対し、100万円以下の罰金を科す

（第14条関連）

【施行期日】

平成16年5月1日